

土砂災害警戒区域等の指定（改正）案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定（改正）しようとする区域名称

- ・ 本山北(1)(3) (101010119) ほか

令和8年2月20日付け兵庫県公報第695号登載の該当公告（別紙1）の1に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨これに対する県の考え方	これに対する県の考え方
意見書の提出はありませんでした。	

3 公表資料の公表期間

令和8年5月12日（火）から令和8年11月12日（木）まで